吸収分割契約書

株式会社○○○○（以下「甲」という）と株式会社○○○○（以下「乙」という）は、甲が事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割を行うことに合意し（以下「本件分割」という）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条　甲はその経営する事業のうち、○○にかかわる事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務の一部を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（権利義務の承継）

第２条　乙は、本会社分割により、本効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）に、別紙｢承継対象権利義務明細表｣記載の甲の資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を承継する。

２　前項における債務の承継は全て免責的債務引受とする。

（商号及び住所）

第3条　本件分割の当事者となる甲乙それぞれの商号及び住所は、以下の通りである。

甲（吸収分割会社）：株式会社〇〇〇〇　東京都港区〇〇丁目〇番〇号

乙（吸収分割承継会社）：株式会社〇〇〇〇　千葉県八千代市〇〇丁目〇番〇号

（定款変更）

第4条　甲は次の通り定款を変更する。

定款第○条を、「第○条　当社が発行する株式の総数は○万株とする。」と改める。

（乙が本会社分割に際して交付する対価）

第５条　乙は、甲に対し、本件分割に際して金〇万円を、令和〇年〇月〇日までに、甲の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

（効力発生日）

第６条　本件分割の効力発生日は、令和○年○月○日とする。ただし、分割手続進行上の必要その他の事由により、甲乙協議してこれを変更することができる。

（増加すべき資本金の額及び準備金）

第7条　本件分割により増加する乙の資本金及び準備金は、次のとおりとする。

（1）増加する資本金の額　　○○万円。本件分割後の乙の資本金は○○万円となる。

（2）資本準備金　　　○○万円（3） 利益準備金　　　　　　○○万円

（吸収分割承認総会）

第８条　甲は、令和○年○月○日に株主総会を開催し、乙は令和○年○月○日に株主総会を開催し、それぞれ本契約書の承認及び本分割に必要な事項の決議を求める。ただし、分割手続の進行上の必要性その他の事由があれば、甲乙が協議して開催期日を変更することができる。

（善管注意義務及び財産管理）

第９条　甲は、本契約締結後効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産管理・運営を行う。

２　財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす可能性のある事項を行う場合、あらかじめ乙による書面による同意を得るものとする。

（競業避止義務）

第10条　甲は本件分割の効力発生後、本件事業に関する競業避止義務を負う。

（分割条件の変更及び本契約の解除）

第11条　本契約の締結後本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、対象事業の財産状態若しくは経営状態又は承継対象となる権利義務に重大な変更が生じたとき、又は、本会社分割の目的の達成に重大な支障となる事態が生じたときは、甲と乙は協議のうえ、必要に応じて本契約を変更し、又は本会社分割を中止することができる。

（本契約の効力）

第12条　本契約は、効力発生日までに第8条に定める甲及び乙の各株主総会の決議による本契約の承認又は法令で定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

（秘密保持）

第13条　甲及び乙は、本契約にもとづいて互いに知り得た情報を厳重に管理し、第三者へ漏えいしない。

（規定外事項）

第14条　本契約書に定めのない事項については、甲乙それぞれが誠実に協議して定める。

本契約成立の証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和○年○月○日

甲：東京都港区〇〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇〇〇

代表取締役社長　〇〇〇〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙：千葉県八千代市〇〇丁目〇番〇号　　　　　　　　　　　　　　株式会社〇〇〇〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表取締役社長 〇〇〇〇